

武蔵野市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市組織条例の一部を改正する条例

武蔵野市組織条例（平成元年3月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）及び（3）</p> <p>総務部から都市整備部まで（略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）資産活用に関すること。</u></p> <p>（3）及び（4）</p> <p>総務部から都市整備部まで（略）</p>	<p>表の項の追加</p> <p>表の項の繰下げ</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

市長の内部組織の分掌事務を変更するため、所要の改正をするものである。